

公開版

諮詢番号：令和元年度 諒問第1号

答申番号：令和元年度 答申第2号

答 申 書

第1 本審査会の結論

裁決についての「本件請求を棄却する」との審査庁の判断は、妥当である。

第2 主張の要旨

1 審査請求人（以下「請求人」という。）の主張の要旨

- (1) 請求人は、処分庁から借金について届出をしなければならないという説明を特に受けておらず、請求人が金融機関から借り入れた金銭（以下「本件借入金」という。）により、保護費（生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第70条第1号イに規定する保護費をいう。以下同じ。）を不正に受給した覚えはない。不正をしたのであれば、本件借入金について資産申告書に記載しなかったはずである。
- (2) 本件借入金は、逮捕・勾留及び入院により保護費が減額されている中で、壊れた家電を購入するためにやむを得ず借り入れたものであり、借入先に返済していることから、収入として保護費から差し引くべきではない。
- (3) 本件借入金の借入れは、病気のため理解力や判断力が十分に回復していない時期に行ったものであり、処分庁が請求人に対し行った本件借入金に相当する保護費を法第78条第1項の規定に基づき徴収する処分（以下「本件処分」という。）に当たっては、公正中立な第三者を立てるなどの配慮をすべきであった。

2 処分庁（札幌市○区保健福祉部長）の主張の要旨

- (1) 法による保護（以下「保護」という。）の受給中に被保護者（法第6条第1項に規定する被保護者をいう。以下同じ。）が借入れをした場合、当該借入れによって被保護者の最低限度の生活を維持するために活用可能な資産は増加することから、本件借入金は、収入認定の対象となるべきものである。
- (2) 処分庁は、請求人に対し、借金を含めたあらゆる収入について届出が必要であ

ることを再三説明していることから、請求人は、借金についても収入認定の対象となり、法第 61 条の規定による届出の義務があることを十分に了知していたものといえる。それにもかかわらず、請求人は、本件借入金について速やかに処分庁に届け出なかつたため、不正な手段により保護を受けていたものと認めざるを得ないことから、本件処分は、適法かつ正当なものである。

第3 審理員意見書の要旨及び審理員審理の経過

1 審理員意見書の要旨

(1) 事案の概要

関係書類等により、次の事実が認められる。

ア 平成 11 年 7 月に、請求人が処分庁に保護を申請し、保護が開始されたこと。

イ 請求人の保護開始に際し、処分庁が請求人に「生活保護のしおり」を交付し、保護受給中の注意事項等（特に届出義務）について説明を行い、当該しおりには、「毎月の収入状況を届け出てください。収入がふえたとき、へったときも忘れずに。（年金・補償金・保険金・仕送り・その他の臨時収入もふくみます。）」と記載されていたこと。

ウ 平成 18 年 10 月に、処分庁が請求人に「生活保護のしおり」を送付し、当該しおりには、すぐに届出をすべき収入について、「借金や祝い金、賠償金や慰謝料など、あらゆる収入が含まれます」と記載されていたこと。

エ 平成 25 年 7 月、平成 27 年 3 月、平成 28 年 3 月、平成 29 年 3 月及び平成 30 年 3 月に、処分庁が請求人に「生活保護のしおり」を送付し、これらのしおりには、すぐに届出をすべき収入について、「借金や祝い金、賠償金や慰謝料など、あらゆる収入が含まれ、必ず届出が必要です」と記載されていたこと。

オ 平成 29 年 10 月に、請求人が処分庁に届出を怠つたまま企業年金を受給していたことを理由として、処分庁が請求人に対して、法第 78 条第 1 項の規定に基づく費用徴収処分を行うとともに、法第 27 条第 1 項の規定に基づく指導（指示）書を発行し、当該指導（指示）書には、「生活保護費以外の入金は、稼動収入のほか、借り入れ、立て替えなども含めて全て、挙証書類を添えて速やかに正しく申告すること」と記載されていたこと。

カ 前記オの費用徴収処分に係る決定通知書及び指導（指示）書が、共に請求人

- 宅の郵便受けに投函されたこと。
- キ 平成 29 年 11 月から平成 30 年 6 月までの間に 6 回、請求人が処分庁に「収入（無収入）申告書」を提出したが、これらの申告書には、稼働収入及び年金収入以外の収入について記載がなかったこと。
- ク 平成 30 年 6 月に、請求人が処分庁に資産申告書を提出し、当該申告書には処分庁が把握していない債務が記載されていたことから、処分庁が請求人に説明を求めたところ、請求人が本件借入金の残債を記載したと述べたこと。
- ケ 処分庁が平成 30 年 10 月 25 日付で本件処分を行い、本件借入金に係る期間（平成 29 年 9 月から平成 30 年 6 月まで）に請求人に対して支給された保護費が本件処分の額である〇円を超えていたこと。

(2) 判断

本件借入金は、これを収入として認定しない取扱いを行うための要件を満たしていないことは明らかであるため、収入認定の対象となるべきものであり、また、請求人は正に不正受給の意図を持って、消極的に真実を故意に隠蔽したものと認められることから、本件借入金について法第 78 条第 1 項の規定を適用した処分庁の判断は、適法かつ正当である。

2 審理員審理の経過（日付は、平成 31 年）

2月1日	審査庁（札幌市長）が、請求人がした審査請求に係る審理員 2 名を指名し、その旨を審理関係人に通知
2月22日	処分庁が、審理員宛てに弁明書を提出
3月15日	口頭意見陳述の実施
3月19日	審理手続の終結（審理関係人に対し、審理手続を終結した旨及び審理員意見書等を審査庁に提出する予定時期を通知）
3月26日	審理員意見書を事件記録等と共に審査庁に提出

第4 裁決書案の要旨

前記第 3 の 1 (2) と同じ内容である。

第5 本審査会調査審議の経過（日付は、平成 31 年及び令和元年）

4月10日	審査庁が、本審査会に諮問
-------	--------------

4月22日	請求人が、本審査会宛てに主張書面を提出
4月26日	第1回調査審議（令和元年度第1回札幌市行政不服審査会）
5月31日	第2回調査審議（令和元年度第3回札幌市行政不服審査会） ※請求人による口頭意見陳述の実施（請求人が、本審査会に対し、資料を提出）

第6 本審査会の判断の理由

法第78条第1項においては、「不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収する（中略）ことができる」と規定されている。

この点、「生活保護行政を適正に運営するための手引について」（平成18年3月30日社援保発第0330001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）によると、同項の「不実の申請その他不正な手段」とは、「積極的に虚偽の事実を申し立てることはもちろん、消極的に事実を故意に隠蔽することも含まれる」（同通知IV 4 (1)）とされているほか、不正受給として同項の規定によることが妥当であると考えられる具体的な状況として、「届出又は申告について口頭又は文書による指示をしたにもかかわらずそれに応じなかったとき」等の例示（同(2)ウ）がなされている。

また、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるもの、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件とし、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行われるものであり、最低限度の生活需要を満たすのに十分であって、かつ、これを超えないものでなければならない。したがって、法第4条第1項にいう「その利用し得る資産、能力その他あらゆるもの」及び法第8条第1項にいう「その者の金銭又は物品」とは、被保護者が、その最低限度の生活を維持するために活用することができる一切の財産的価値を有するものを含むと解される。そして、法は、「その利用し得る資産、能力その他あらゆるもの」及び「その者の金銭又は物品」について特に限定をしておらず、将来返済が予定されている借入金についても、当該借入れによって、被保護者の最低限度の生活を維持するために活用可能な資産は増加するのであるから、保護受給中に被保護者が借入れをした場合、これを原則として収入認定の対象とすべきであると解される

(平成 20 年 2 月 4 日札幌地方裁判所判決)。

このように、保護においては、法第 4 条及び第 8 条の規定により、被保護者の得た金銭等のあらゆる財産的価値は、原則、これを収入として認定することとなり、例外的に、借入金については、他法、他施策等により借り入れられた金銭のうち、保護を受けている世帯の自立更生のために充てられる額（事業の開始等の一定の事由を満たす貸付資金に該当し、かつ、貸付けを受けることについて法第 19 条第 4 項に規定する保護の実施機関の事前の承認があるものであって、現実に当該貸付けの趣旨に即し使用されているもの）に限り、収入として認定しないものとされているところである（生活保護法による保護の実施要領について（昭和 36 年 4 月 1 日厚生省発社第 123 号厚生事務次官通知第 8 の 3 (3) ウ及び昭和 38 年 4 月 1 日社発第 246 号厚生省社会局長通知第 8 の 2 (3))）。

そこで、本件について見ると、請求人は、審査請求書、平成 31 年 4 月 22 日付けの「審理員意見書について」と題する書面並びに口頭意見陳述及び当該陳述の際に提出された同年 3 月 15 日付けの「弁明書に対する反論書」と題する書面において、処分庁から借金について届出をしなければならないという説明を特に受けておらず、不正をしたのであれば、本件借入金について資産申告書に記載しなかったはずであると主張するほか、本件借入金は逮捕・勾留及び入院により保護費が減額されている中で、壊れた家電を購入するためにやむを得ず借り入れたものであり、借入先に返済していることから、収入として保護費から差し引くべきではない等の主張をしている。

しかし、処分庁が請求人の保護開始の際に、請求人に対して「生活保護のしおり」を交付し、保護受給中の注意事項等（特に届出義務）について説明を行ったこと、その後も処分庁が複数回にわたり、請求人に対して「生活保護のしおり」を送付し、これらのしおりには、すぐに届出をすべき収入について、借金などあらゆる収入が含まれるとともに、届出をせずに保護費を多く受け取った場合は、当該保護費を返さなければならない旨が記載されていたこと及び平成 29 年 10 月に、処分庁が請求人に対して法第 27 条第 1 項の規定に基づく指導（指示）書を発行し、生活保護費以外の入金は、借入れなども含めて全て挙証書類を添えて、速やかに正しく申告するよう指示したことが認められる。

他方、平成 30 年 6 月に、本件借入金の最終借入後に請求人から提出された「資産申告書」の債務欄には、確かに本件借入金に係る当時の残債額について記載されてい

たものの、本件借入金の各回借入後、平成29年11月から平成30年6月までの間に提出された「収入（無収入）申告書」には、いずれも本件借入金について一切記載がなかったことが認められる。

これらから総合的に判断すると、請求人が、借金についても収入認定の対象となり、処分庁に収入として速やかに届け出なければならないことを了知し得る状況であつたにもかかわらず、本件借入金について処分庁への届出を怠ったものと評価し、法第78条第1項の「不実の申請その他不正な手段」により保護を受けたとして、本件借入金について同項の規定を適用した処分庁の判断に不合理な点は認められない。

また、前記判決に照らすと、本件借入金については、その返済状況にかかわらず、原則としてその全額を収入として認定すべきものと考えられ、前記厚生事務次官通知及び厚生省社会局長通知に照らすと、これを収入として認定しない例外的な事由があるものとは認められない。

その他、本件処分にこれを取り消すべき違法又は不当な点は認められず、また、審理員の審理手続についても、適正なものと認められる。

よって、本審査会としては、前記第1のとおり結論付ける。

札幌市行政不服審査会

委 員（会 長）	岸 本 太 樹
委 員	鈴 木 光
委 員	林 賢 一